

令和6年度予算概算決定の概要

令和5年12月

輸出・国際局知的財産課

○令和6年度予算概算決定の概要

事業名	概算決定額 (百万円)	頁
野菜種子安定供給対策事業	30	1
育成者権管理機関支援事業	197	2
農業知的財産保護・活用支援事業	71	3
植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業	157	4
地理的表示保護・活用総合推進事業	100	5
計	555	
(他部署計上の予算)		
アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業	78	6
アジアにおける植物優良品種の開発・保護・利用の促進事業	50	7

(注) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

<対策のポイント>

野菜種子は、**安定供給のため**、日本の種苗会社が**世界各地に分散して生産し供給**しています。近年の食料生産との競合や気候変動、国内採種農家の高齢化等に対応し、より盤石な供給体制を築くため、**国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証**を支援します。

<事業目標>

野菜種子の安定供給の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外採種地調査等事業

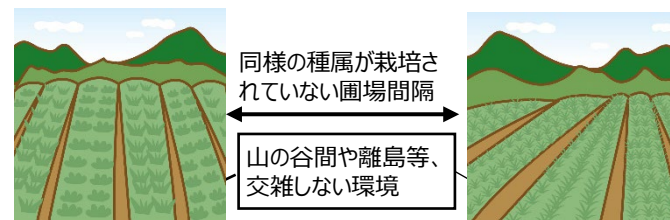
海外における採種地が、食料生産との競合や気候変動により、確保が難しくなる中、**将来にわたる野菜種子の安定供給**を目的として行う、海外における**新たな採種地**の確保に向けた**現地調査、栽培適正試験**等に必要な経費を支援します。

採種地調査

新たな採種地の開拓に向け、種子生産に必要な栽培環境等の調査、栽培適正試験、栽培実証等を国内外で実施。

調査項目（例）

- 採種地への輸送アクセス
- 栽培インフラ
- 交雑防止の環境
- 栽培・採種技術
- 気候条件
- 人件費、最低受託面積



対象品目

指定野菜：国民消費生活上重要な野菜（キャベツ、ダイコン、ニンジン等14品目）
 特定野菜：指定野菜に準ずる重要な野菜（カブ、ゴボウ、ニラ等35品目）

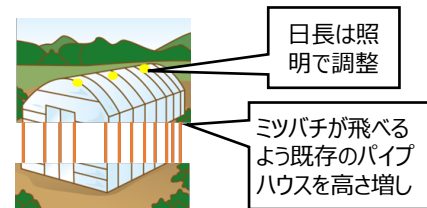
2. 国内採種技術等開発・実証

採種農家の高齢化、人手不足に加え、採種には交雑防止可能な環境と高い栽培技術を要することを踏まえ、

- 国内における**新たな採種地**確保に向けた**現地調査**
- 効率的な**種子生産・保管技術等の開発・導入**に向けた**実証**を支援します。

国内の効率的な採種技術の開発・実証

- 効率的な種子生産・保管技術や新たな品目・品種の導入実証
- 新規で種子生産に取り組む生産者への研修



適地の少ない国内採種には工夫が必要

<事業の流れ>



世界各地に分散した生産によりリスクを回避するとともに、国内の種子生産基盤を維持し、生産・供給構造を強靱化

<対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、果樹苗木の流出防止に向けた管理システムづくりなど、国内における育成者権の適切な管理を実施するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

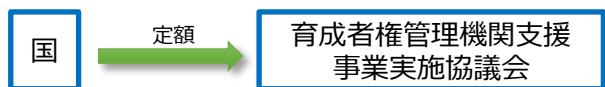
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

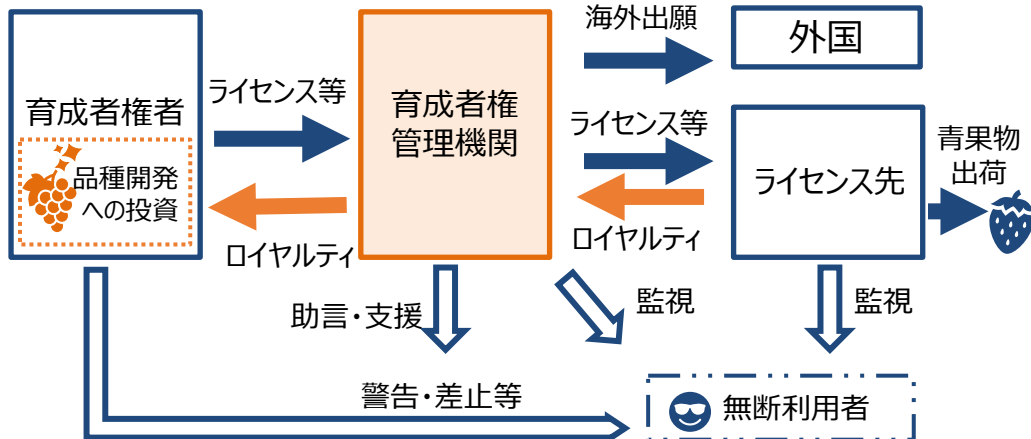
現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、海外許諾契約のための環境整備を支援します。

<事業の流れ>



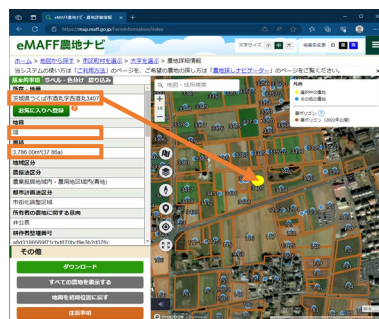
<事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

特に海外流出リスクの高い果樹の苗木について、適切な流通管理モデルを構築



- 生産者名
- 生産者住所
- 苗木必要本数
- 自家増殖数（高接ぎ用穂木）
- 苗木購入予定業者

Web上で入力



海外でライセンスし、実効的に無断栽培を防止するためには、足元の国内からの流出の抑止が一層重要

<対策のポイント>

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用に関する意識・能力向上に向けて行う**農業知財マネジメント専門人材の育成・確保**を支援するほか、海外における知的財産の**侵害状況の一元的な監視・把握等**により、育成者権の海外出願検討等に必要な情報の収集を支援します。

<事業目標>

海外における権利行使数の増加（200件 [令和10年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業知財マネジメント専門人材の育成・確保（新規）

植物新品種やGI、商標、営業秘密、ブランド等の**農業知財の保護・活用**について、

- ① 現場での取組に**助言できる専門人材の育成・確保**
- ② 農業・食品産業関係者全体の**意識向上**に向け、セミナーを試行します。

2. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

海外の品目別栽培状況や、消費・流通市場規模等の情報を収集し、品種開発者等に提供することで、より効果的な**海外出願等**を支援します。

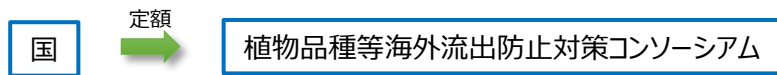
3. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

我が国の品種の**海外での侵害状況を監視・把握**し、品種開発者等に情報提供するとともに、**効果的な侵害対策を助言**します。

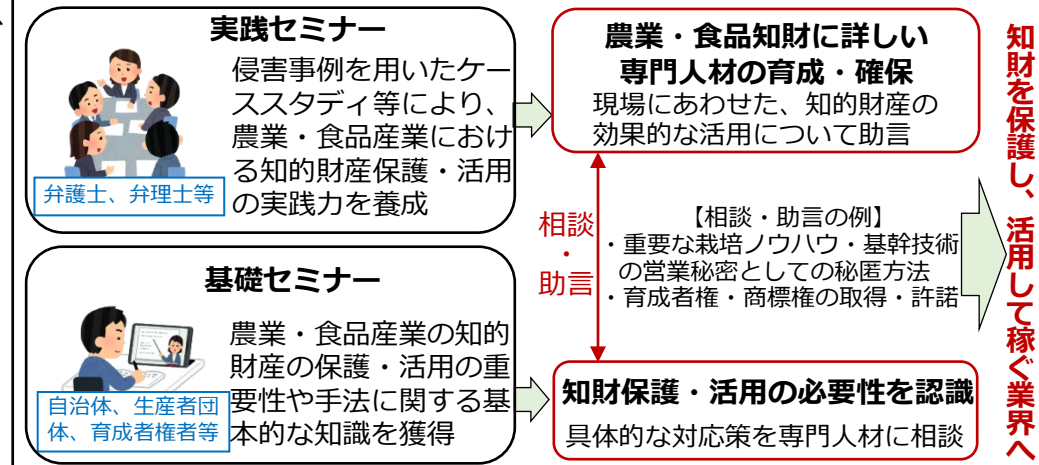
4. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

一元的な「知的財産相談窓口」設置による、品種開発者、グローバル産地、品目団体等の、農業分野の**知的財産の取得、活用等への相談対応**を支援します。

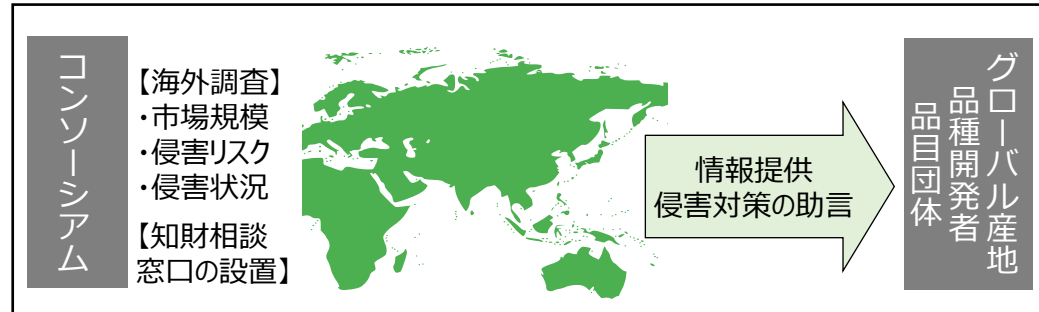
<事業の流れ>



[1について]



[2～4について]



植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和6年度予算概算決定額 157（168）百万円】

（令和5年度補正予算額 281百万円）

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や**侵害対策の高度化**に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、東アジア地域における**共通の出願審査システムの導入**、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得支援等

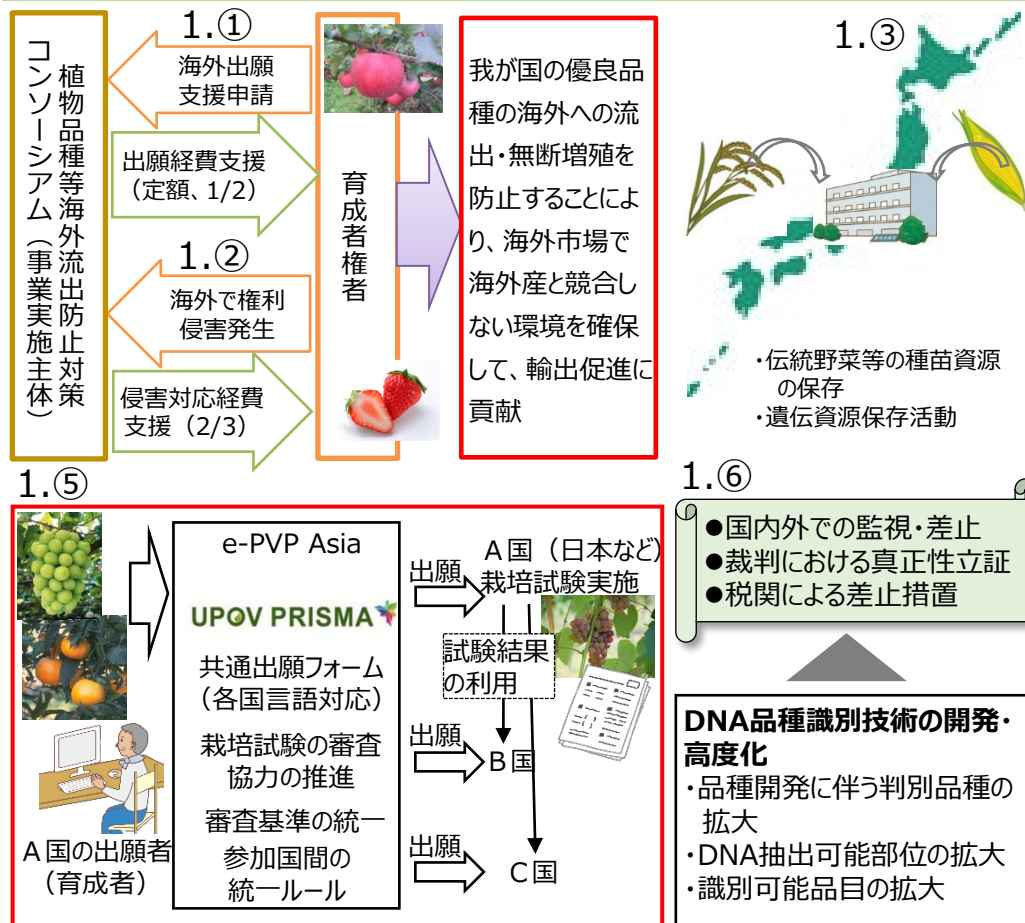
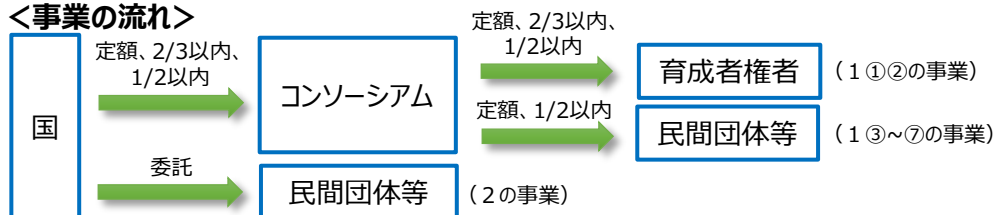
育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① **海外出願**
- ② **海外育成者権侵害対策**
侵害対策において、防衛的許諾の活用を含め、迅速かつ適切に支援します。
- ③ **種苗資源の保護**
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）の優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ④ **種苗流過程での海外流出防止に向けた調査等**
- ⑤ **東アジア地域における植物新品種保護の推進**
東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の導入を支援します。
- ⑥ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
- ⑦ **流通品種データベースの運用**
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出向け製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視・対策を実施します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地理的表示活用推進支援事業

① GI申請相談・有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、地場の産品から加工品、輸出を指向する産品まで、輸出拡大や地域の活力向上に資する品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。

② 登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

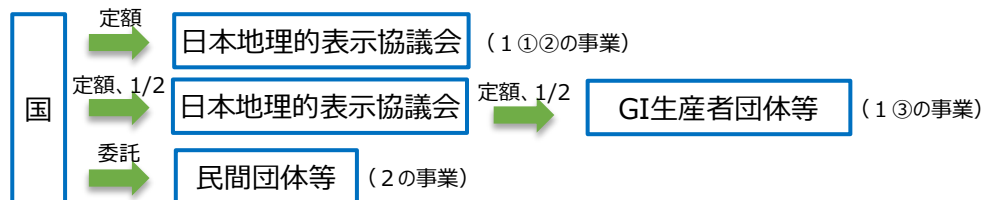
③ 海外でのGI等申請・侵害対策

我が国の地理的表示産品等の海外での知的財産権（GI、商標）確立、地理的表示の不正使用、模倣品などへの対応を支援します。

2. 地理的表示産品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視を行うとともに、知的財産権確立や侵害事案等の対応に向けたコンサルティングを行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1①）

GIサポートデスクの設置



GI登録

生産者団体への
一体的支援
(1②)

GI登録生産者団体支援
・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
・ECサイトを活用したGI産品販売支援等

国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備

模倣品等の監視・対策（2）

・我が国ECサイト等におけるGI侵害モニタリング
・海外知的財産等保護監視事業
・知的財産権確立に向けたコンサルティング
・冒認商標出願など侵害事案等に対するコンサルティング

不正使用の
対策、対応

海外でのGI等申請・侵害対策（1③）

・海外での知的財産権確立
・地理的表示の不正使用等への対応
に必要な経費を支援

輸出支援プラットフォームに設置される相談窓口等に寄せられた疑義情報

↑ 対応の相談

アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和6年度予算概算決定額 78（99）百万円】

<対策のポイント>

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、**農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際化を促進**するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

<事業目標>

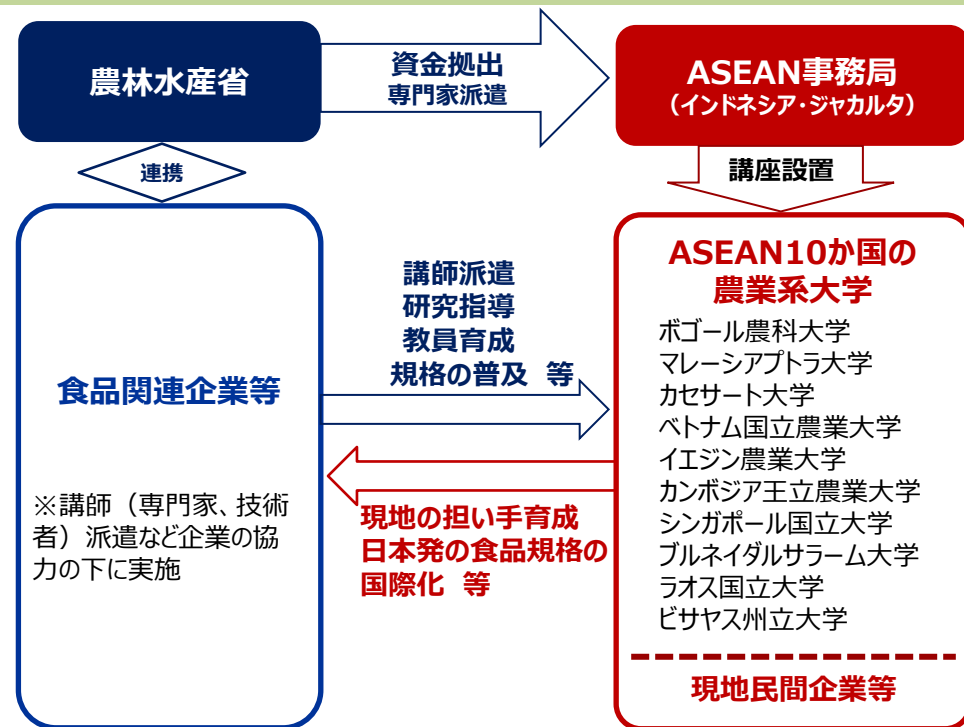
- 6か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を合計100人以上養成 [令和8年度まで]
- 4か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化 [令和8年度まで]

<事業の内容>

アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、食文化、農業、金融、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習、研究活動等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。また、より実践的な有機JAS認証の審査技術等の実習についても実施します。
- ③ アセアン諸国からのニーズに対応し、企業との共同研究の支援を行います。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2096)

アジアにおける植物優良品種の開発・保護・利用の促進事業

【令和6年度予算概算決定額 50(51)百万円】

〈対策のポイント〉

持続可能な農業・食料システムに必要な優良品種の導入を進め、我が国の種苗産業の海外展開に必要な環境整備のため、アジア各国の「植物新品種保護国際同盟」(UPOV)加盟を促進するとともに、世界野菜センター(WorldVeg)が行う野菜新品種の導入等を支援します。

〈事業目標〉

- 今後10年間でアセアン加盟国10か国の過半がUPOVに加盟 [令和10年度まで]
- アジア諸国に新品種を15系統以上提供 [令和10年度まで]

〈事業の内容〉

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

植物新品種保護国際同盟(UPOV)がアジア諸国の加盟促進と品種保護制度の整備に向け行う以下の取組を支援します。

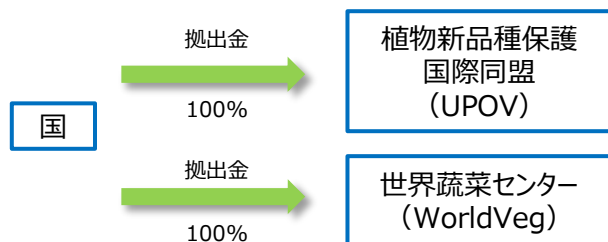
- ①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ②UPOV条約に即した法整備支援
- ③地域内連携による複数国同時出願や審査協力の取組推進

2 官民連携による野菜新品種の活用・導入支援

世界野菜センター(WorldVeg)が各国研究機関と連携して行う以下の取組を支援します。

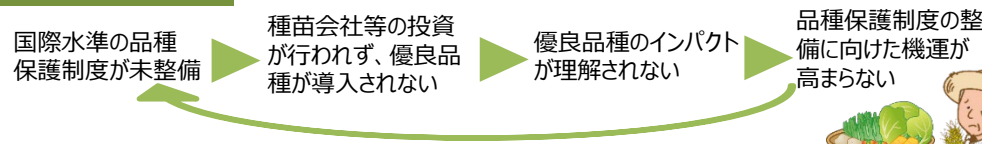
- ①官民連携による高品質な種子生産技術の向上
- ②政府や農業者等の利害関係者と一体的に行う新品種及び栽培技術の実証
- ③UPOVと連携したワークショップ開催等の啓発活動

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

アジア諸国の課題



事業内容

UPOVとWorldVegの効果的な連携により、アジア諸国における品種保護制度の整備を加速化

国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国のUPOV加盟に向けた取組を促進

- ・UPOV制度の理解向上
- ・法制度・実施体制の整備
- ・審査手続の調和・負担軽減

【UPOVの目的】

植物新品種を各国が共通の原則に従って保護することにより、優れた品種の開発・流通を促すことで、農業の発展に寄与する。

官民連携による野菜新品種の活用・導入支援

収量・収益性の高い優良品種の導入を支援

- ・品種導入と栽培技術実証
- ・投資促進と品種保護についてのステークホルダーへの啓発



- ・種苗会社等の投資促進
- ・優良品種へのアクセス増大

宮崎アクション
(G7農業大臣会合2023)

強じんて持続可能な農業・食料システムを実現

7 [お問い合わせ先] 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)